

(別表1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

I 現状

当会を取り巻く地域の災害発生状況および想定される災害発生情報は、蓮田市が策定した蓮田市地域防災計画（平成30年4月一部改定）やハザードマップを基に現状分析を行う。

(1) 地域の災害リスク

(洪水：地域防災計画およびハザードマップ)

当市の地域防災計画によると、浸水想定河川として荒川および利根川の氾濫による浸水が想定されている。両河川による浸水想定は氾濫発生後から12時間以降に市内へ到達することが予想されている。

また、当市のハザードマップによる当会が立地する市街地地域においては、浸水深区分は被害想定地域となっていないが、市内を流れる元荒川沿いは浸水深区分が2mから5mまでの浸水を想定している。また、隣町の伊奈町との境界に流れる綾瀬川沿い1mから2mまでの浸水が想定される。

(地震：地域防災計画およびハザードマップ)

当市の地域防災計画によると、地震被害は首都圏に甚大な被害をもたらすとされる東京湾北部地震の影響はさほど影響がないとされている。一方で関東平野北西縁断層帯地震および茨城県南部地震が大きな被害をもたらすと予想されている。特に前者の地震発生の際は、建物被害が焼失から全壊を含めおよそ3,200棟、死者及び負傷者数がおおよそ500名前後と予想され、地区内事業者にも大きな被害の発生が予想されている。

また、当市のハザードマップを見ると、当会を含む近隣地域において建物倒壊危険度マップで、建物被害率（地域内の建物の中で全壊する建物の割合）は5～10%未満を示している。また、当市全体の建物被害率では当市の約3割の地域が建物被害率の20%以上になることを想定している。

(その他)

蓮田市を流れる元荒川沿いの緑町地域などでは道路が冠水し、JR宇都宮線のアンダーパス付近が元荒川付近より水が流入し、交通が遮断される状況が頻繁に発生している。過去には比較的大きな災害は発生していないが、あらためて上記で想定される災害の備えを行うことが喫緊の課題である。

(2) 商工業者の状況

- ・商工業者数1504（平成）24年度事業所・企業統計調査)
- ・（うち小規模事業者数1150（平成）24年度事業所・企業統計調査))

【商工業者数の内訳】

建設業	製造業	卸売業	小売業	飲食店・宿泊業	サービス業	その他	合計
235	160	74	318	171	393	153	1504

(3) これまでの取組

- 1) 当市の取組
(ア) 防災計画

蓮田市では第五次総合振興計画内で「災害に強いまちづくりの推進」の施策を掲げ、災害対策基本

法（昭和 36 年法律第 223 号）第 42 条の規定に沿って、蓮田市防災会議を開設し災害時の備えとして蓮田市地域防災計画を策定している。同計画内において、これまで起きた災害の発生状況を踏まえ、今日までの防災への準備状況を考慮しつつ、想定される災害を各種データの発生率より導き出し近年に発生が予想される災害を想定している。さらに、同計画内では防災に関する調査研究を実施して習熟を深め、行政職員及び関係行政機関、関係公共機関に周知させ、必要な場合には市民にも周知を図るなど防災に寄与するよう努めている。

（イ）防災訓練

災害発生時の被害を最小限にとどめるため、災害頭上訓練（DIG）や運営訓練（HUG）を取り入れ住民参加型で地域に即した実践的な訓練の実施・普及に努めている。

（ウ）防災備品の備蓄

大規模災害時は広範囲な市場流通の混乱、物資の入手難が予想されるため、道路の復旧とともに流通機構がある程度回復し、他地域からの救援物資が届くまでの間、市民の生活を確保するため、食料、生活必需品及び防災用資機材等の備蓄並びに調達体制の整備を推進している。

2) 当会の取組

（ア）事業者 BCP の周知及び各行政（国、県、市）の災害施策の周知およびセミナーの開催

当会では令和元年度、伴走型小規模事業者支援推進事業（計画実行型）において、事業者 BCP の啓発のために、「～ゼロから学ぶ災害時でも困らない～経営者ひとりからでもできる事業継続セミナー」と称し地域事業者のための集団セミナーを実施した。上記のような集団セミナーの開催により事業者 BCP 策定の重要性を訴求していくとともに、国、県、市の災害施策の周知および紹介を行い、災害時の備えとなる災害保険の利用促進を促すなどの取り組みを行っている。

（イ）事業継続力支援計画の策定のための行政との協議

事業継続力強化支援計画のガイドラインが示される時期より、当会と担当課である蓮田市商工課と密に連携を図り当支援計画策定のための協議を重ねている。

II 課題

現状では、蓮田市と蓮田市商工会における災害時の取り組みは、『蓮田市地域防災計画内』において、「防災機関の処理すべき事務又は業務の大綱」により、商工会が災害時に果たすべき業務こそ示されているが、市と商工会間の具体的な協力体制やマニュアルが整備されておらず、緊急時に対応できる人員がいない。さらに、災害復旧に備える災害保険の活用を提言できる経営指導員も不足している、といった課題がある。

III 目標

- 地区内小規模事業者に対し、蓮田市が想定される災害のリスクを認識させ、事前対策の必要性を周知する。
- 発生時における連絡体制を円滑に行うため、当会と当市との間における被害情報報告ルートを構築する。
- 発災後速やかな復興支援策が行えるよう、組織内における体制、関係機関との連携体制を平時から構築する。

事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

(1) 事業継続力強化支援事業の実施期間（令和2年4月1日～令和7年3月31日）

(2) 事業継続力強化支援事業の内容

・当会と当市の役割分担、体制を整理し、連携して以下の事業を実施する。

< 1. 事前の対策 >

1) 小規模事業者に対する災害リスクの周知

平成27年3月に蓮田市が作成した「蓮田市地域防災計画」および「蓮田市業務継続計画」に則り、上記両計画内で明記されている蓮田市商工会としての災害時の役割を踏まえながら、本計画との整合性をとり、発災時に混乱なく応急対策等に取り組めるよう事前の準備を整える。

(ア) 巡回指導時に、蓮田市ハザードマップ及び蓮田市地域防災計画を携行し、事業所立地場所の災害時のリスク及びその影響を軽減するための取組や備え（事業休業時の備え、水災保証等の損害保険・共済加入等）について説明する。

(イ) 商工会報や蓮田市広報（広報はすだ）、蓮田市役所ホームページ及び蓮田市商工会ホームページ等において、国の施策の紹介や、災害リスク対策の必要性、損害保険の概要、事業者BCP（BCP計画、レジリエンス認証制度、事業継続力強化計画）などの紹介を行う。

(ウ) 小規模事業者に対し、事業者BCP（BCP計画、レジリエンス認証制度、事業継続力強化計画）の策定による発災時の備えとなる計画策定を推進し、上記計画実行後のPDCAサイクルの実施状況への助言も行う。さらに、高度な事業者BCP計画の策定時には、専門家を招聘し個社の支援を行うほか、事業者BCP策定の要望が多い場合には集団指導も実施する。

2) 商工会自身の事業継続計画の作成

当会は、平成31年2月に「蓮田市商工会BCPマニュアル」を策定している。左記計画内では、大規模災害発生時の事務局機能の維持について、商工会BCPの基本方針、被害想定、事務局機能の維持に向けた対策を、人、モノ、カネ、情報の観点より事業継続の計画を掲げている。さらに緊急時の統括責任について権限の委譲体制を明記し、避難場所（①蓮田市立中央公民館、②蓮田市立南小学校）についても確認を行っている。

3) 関係団体等との連携

埼玉県において中小企業者のための災害共済として、埼玉県内の事業者向けに災害共済の普及を推進する埼玉県火災共済協同組合と共同で本事業を実施する。左記組合は地域毎に担当制を設け、市内を適宜巡回しているため、当地域の実情を把握している。また、地域事業所からの一定程度の認知があり、当支援計画を踏まえた上での災害共済の普及の推進が可能である。共済などの重要性を認識することで、災害時に必要な復旧額が判明し、災害時の備えとなる計画策定に繋げる。さらに、経営指導員の巡回時も上記組合が有する災害共済メニュー（主に火災共済、地震保険、休業対応共済等）を紹介することで、より一層の災害共済の推進を図る。また、当会主催のBCPセミナーなどを共催で開催し、セミナー内で災害共済の内容の説明を行うことで、災害時の早急な復旧に向けた備えの重要性を説き連携を図る。

4) フォローアップ

当会では定期的に地域事業者向けの経営計画策定のための集団セミナーを行っている。セミナーの参加者はその後、個社の経営（革新）計画の策定に進み、定期的なPDCAのフォローアップを行っている。経営（革新）計画策定時より災害を意識した計画とし、上記フォローアップ時も災害計画のPDCAのサイクルが回るよう支援を継続して行う。

5) 当該計画にかかる訓練の実施

毎月行う定期連絡会議等において、災害が発生したと仮定し、当市との連絡手段の確認を行う。(訓練は必要に応じて災害図上訓練(適宜、埼玉県 HP「災害図上訓練(DIG)テキスト」などを利用するなどして実施する)

< 2. 発生後の対策 >

自然災害等による発災時には、人命救助が第一であることは言うまでもない。そのうえで、下記の手順で地区内の被害状況を把握し、関係機関へ連絡する。

1) 応急対策の実施可否の確認

発災後 2 時間以内に職員の安否報告を行う。

職員間の SNS や埼玉県商工会連合会が導入を進める LINE WORKS (企業向け・ビジネスチャット) で役職員のグループを組み、安否確認を行いながら役職員の被害状況を把握した内容を当市の担当課との電話等でのやりとり(電話使用が不可の場合には、道路の被害状況を見ながら自動車や自転車等による直参により)を行う。そのうえで応急対策の実施の可否を検討し、可能ならば応急対策を行う。

2) 応急対策の方針決定

・当会と当市の間で被害状況や被害規模に応じた応急対策の方針を決める。

職員自身による情報収集において、地域の防災無線やラジオやテレビ等で集めた情報を元に出勤をするか否かを判断し被害が及ぶ恐れがある場合は出勤をしない。判断基準として、災害レベル 3 以上は出勤を必ず控え、レベル 2 以下の際には職員自身で集めた情報により下記の参集ルールを基準に出勤の可否を判断する。

災害レベル	災害時における職員の応急対策判断基準
災害レベル 3 以上	出勤をしない
災害レベル 2 以下	職員自身で収集する

※下記『防災気象情報をもとにとるべき行動と、相当する警戒レベルについて』の資料を基に出勤の判断を行うものとする。

防災気象情報をもとにとるべき行動と、相当する警戒レベルについて

情報	とるべき行動	警戒レベル
<ul style="list-style-type: none"> 大雨特別警報※1 氾濫発生情報 	災害がすでに発生していることを示す警戒レベル5に相当します。何らかの災害がすでに発生している可能性が極めて高い状況となっています。命を守るための最善の行動をとってください。	警戒レベル5相当
<ul style="list-style-type: none"> 土砂災害警戒情報 危険度分布「非常に危険」（うす紫） 氾濫危険情報 高潮特別警報 高潮警報※2 	地元の自治体が避難勧告を発令する目安となる情報です。避難が必要とされる警戒レベル4に相当します。災害が想定されている区域等では、自治体からの避難勧告の発令に留意するとともに、避難勧告が発令されていなくても危険度分布や河川の水位情報等を用いて自ら避難の判断をしてください。	警戒レベル4相当
<ul style="list-style-type: none"> 大雨警報（土砂災害）※3※4 洪水警報 危険度分布「警戒」（赤） 氾濫警戒情報 高潮注意報（警報に切り替える可能性が高い旨に言及されているもの） 	地元の自治体が避難準備・高齢者等避難開始を発令する目安となる情報です。高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当します。災害が想定されている区域等では、自治体からの避難準備・高齢者等避難開始の発令に留意するとともに、危険度分布や河川の水位情報等を用いて高齢者等の方は自ら避難の判断をしてください。	警戒レベル3相当
<ul style="list-style-type: none"> 危険度分布「注意」（黄） 氾濫注意情報 	避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当します。ハザードマップ等により、災害が想定されている区域や避難先、避難経路を確認してください。	警戒レベル2相当
<ul style="list-style-type: none"> 大雨注意報 洪水注意報 高潮注意報（警報に切り替える可能性に言及されていないもの） 	避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2です。ハザードマップ等により、災害が想定されている区域や避難先、避難経路を確認してください。	警戒レベル2
<ul style="list-style-type: none"> 早期注意情報（警報級の可能性） <p>注：大雨に関して、明日までの期間に「高」又は「甲」が予想されている場合</p>	災害への心構えを高める必要があることを示す警戒レベル1です。最新の防災気象情報等に留意するなど、災害への心構えを高めてください。	警戒レベル1

※1 これまでに経験したことのないような降水量の大雨が見込まれる際の大雨特別警報を指します。

※2 暴風警報が発表されている際の高潮警報に切り替える可能性が高い注意報は、避難が必要とされる警戒レベル4に相当します。

引用元「気象庁ホームページ『防災気象情報と警戒レベルとの対応について』より」

・職員全員が被災する等により応急対策ができない場合の役割分担

下記職員の居住状況一覧より全員が商工会まで参集できない可能性は、災害レベルの状況にもよりますが、災害時であっても1～2名は参集できると想定する。

【職員の居住状況一覧】

市区町村	蓮田市内	白岡市	久喜市	川口市	県外
7名	3名	1名	1名	1名	1名
通勤距離（概算）	0.5～3km	5 km	10 km	20 km	30 km
商工会までの通勤方法	徒歩2名 車1名	電車	電車	電車	電車
所要時間	10分～15分	15分	25分	75分	45分

・被害状況を確認し、2日以内に情報を共有する。
（被害規模の目安は以下を想定）

大規模な被害がある	<ul style="list-style-type: none"> 地区内 10%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。 地区内 1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。 被害が見込まれる地域において連絡が取れない、もしくは、交通網が遮断されており、
-----------	---

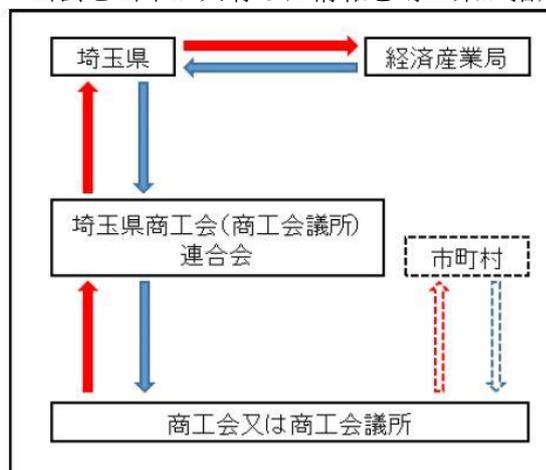
	確認ができない。
被害がある	<ul style="list-style-type: none"> ・地区内1%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。 ・地区内0.1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。
ほぼ被害はない	<ul style="list-style-type: none"> ・目立った被害の情報がない。

・本計画により、 当会と当市 は 以下の間隔で被害情報等を共有する。

発災後～1週間	1日に2回共有する
1週間～2週間	1日に1回共有する
2週間～1カ月	2日に1回共有する
1カ月以降	1週間に1回共有する

< 3. 発災時における指示命令系統・連絡体制 >

- ・自然災害等発生時に、地区内の小規模事業者の被害情報の迅速な報告及び指揮命令を円滑に行うことができる仕組みを構築する。当会では30名からなる役員および150名からなる総代制を敷き、定期的な連絡手段を保有する。災害時にはそれらの連絡体制を活用する。
- ・2次被害を防止するため、被災地域での活動を行うことについて定める。
- ・当会と当市は被害状況の確認方法や被害額（建物、設備、商品等）の算定方法について、あらかじめ確認しておく。
- ・当会と当市が共有した情報を埼玉県が指定する方法にて当会又は当市より埼玉県に報告する。



< 4. 応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援 >

- ・相談窓口の開設方法 について、蓮田市と相談する（当会が国の依頼を受けた場合は、特別相談窓口を設置する）。
- ・安全性が確認された場所 において、相談窓口を設置する。
- ・地区内小規模事業者等の被害状況の詳細を確認する。
- ・応急時に有効な被災事業者施策（国や都道府県、市町村等の施策 について、地区内小規模事業者等へ周知する。

< 5. 地区内小規模事業者に対する復興支援 >

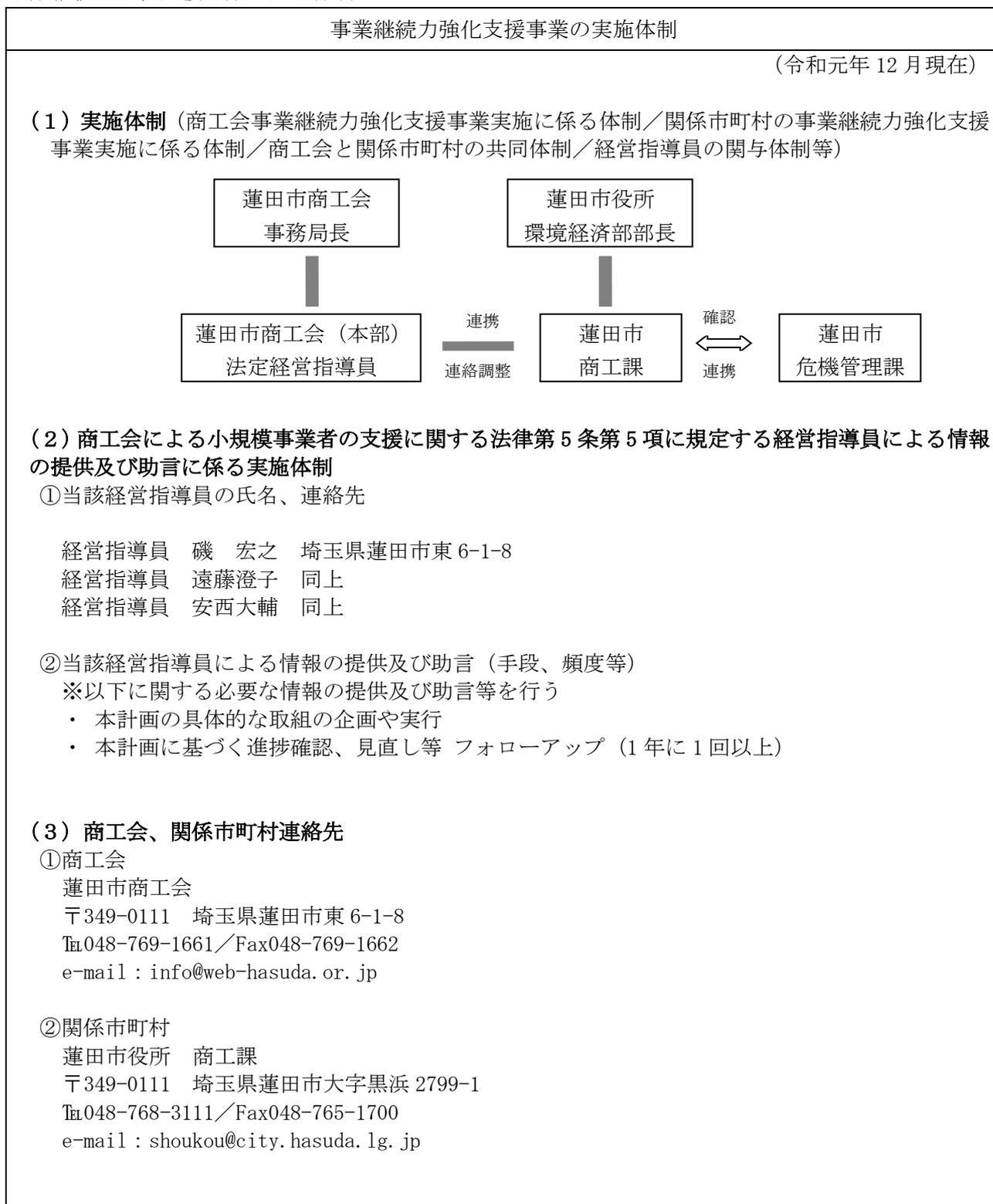
- ・ 埼玉県の方針に従って、復旧・復興支援の方針を決め、被災小規模事業者に対し支援を行う。
- ・ 被害規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、他の地域からの応援派遣等を埼玉県や上部団体である埼玉県商工会連合会等に相談する。
- ・ 災害からの復旧のための融資希望者に対し災害復旧の融資メニューの紹介を当会ホームページや蓮田市の広報等で告知を行う。さらに復旧向の融資の相談対応および受付業務を法定経営指導員等が対応する。
- ・ 行政等からの救援用物資及び復旧資材の要請に対しては、可能な限り該当する事業者のリストなどを提供し、地域全体の復旧に対応する。物資等の需給のマッチングにより地区内小規模事業者の事業の継続を推進する。

※ その他

- ・ 上記内容に変更が生じた場合は、速やかに埼玉県へ報告する。

(別表2)

事業継続力強化支援事業の実施体制



(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
必要な資金の額	200	200	200	200	200
・ 専門家派遣費	50	50	50	50	50
・ 協議会運営費	0	0	0	0	0
・ セミナー開催費	50	50	50	50	50
・ パンフ、チラシ 作製費	100	100	100	100	100

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法
会費収入、蓮田市補助金、埼玉県補助金、参加者負担金等

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。

(別表4)

事業継続力強化支援計画を共同して作成する商工会及び関係市町村以外の者を連携して事業継続力強化支援事業を実施する者とする場合の連携に関する事項

連携して事業を実施する者の氏名又は名称及び住所 並びに法人にあっては、その代表者の氏名
埼玉県火災共済協同組合 理事長 岩崎宏 〒330-8669 埼玉県さいたま市大宮区桜木町 1-7-5 大宮ソニックシティビル7階 TEL048-641-9203/Fax048-645-6984
連携して実施する事業の内容
①災害共済の周知 災害時の復旧の手助けとなる災害共済加入の重要性を地域事業者に向け訴求する。 ②災害時の復旧に必要な金額算定に伴う BCP 計画等の策定推進 埼玉県火災共済協同組合の担当者巡回時に於いて、災害共済の加入推進とともに BCP 計画等の策定の重要性の説明を実施する。 ③BCP セミナーの共催 セミナー内において組合担当者による災害共済の案内を行い、災害時の備えの必要性を説明する。
連携して事業を実施する者の役割
①災害共済の加入推進 ②災害想定時の復旧必要額算定による BCP 計画等の紹介及び周知 ③BCP セミナーの共催
連携体制図等